



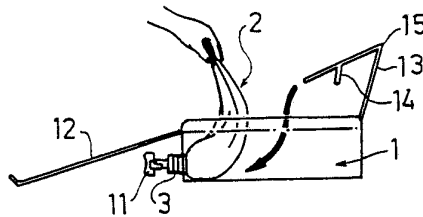
PCT

特許協力条約に基づいて公開された国際出願

<p>(51) 国際特許分類 5 B65D 5/40, 77/06</p>	<p>A1</p>	<p>(11) 国際公開番号 WO 92/17374 (43) 国際公開日 1992年10月15日(15. 10. 1992)</p>
<p>(21) 国際出願番号 PCT/JP91/00465 (22) 国際出願日 1991年4月8日(08. 04. 91)</p> <p>(71) 出願人(米国を除くすべての指定国について) 日本トレードコンサルティング株式会社 (JAPAN TRADE CONSULTING CO., LTD.)(JP/JP) 〒550 大阪府大阪市西区南堀江1丁目18番14-304号 Osaka, (JP)</p> <p>(72) 発明者; および (75) 発明者/出願人(米国についてのみ) 野島啓一(NOJIMA, Keiichi)(JP/JP) 〒550 大阪府大阪市西区南堀江1丁目18番14-304号 Osaka, (JP)</p> <p>(74) 代理人 弁理士 大島泰甫(OHSHIMA, Yasutoshi) 〒542 大阪府大阪市中央区南船場4丁目11番16号 心斎橋コラムナービル Osaka, (JP)</p> <p>(81) 指定国 AT(欧州特許), AU, BE(欧州特許), CA, CH(欧州特許), DE(欧州特許), DK(欧州特許), ES(欧州特許), FR(欧州特許), GB(欧州特許), GR(欧州特許), IT(欧州特許), JP, KR, LU(欧州特許), NL(欧州特許), NO, SE(欧州特許), US.</p> <p>添付公開書類 国際調査報告書</p>		

(54) Title : WATER FEEDER

(54) 発明の名称 給水器



(57) Abstract

A water feeder comprising: a bag made of soft synthetic resin having a port for pouring liquid such as drinking water provided with a detachable cap or a cock capable of being attached thereto in place of said cap; and an outer box to receive said bag; in which the outer box is provided with an opening for drawing out said port of the bag at the front wall and is of a double lid structure composed of an outer and inner lid at the upper side thereof, and the inner lid is connected with the box at the edge of the wall opposite to the port and adapted to incline toward the port when required while supporting the bag so that water in the bag may easily be poured outside to the last drop.

(57) 要約

着脱可能なキャップと、このキャップに替えて取付可能な給水コックを有する飲料水等の液体の注水口を設けた軟質合成樹脂製袋と、この袋を収納できる外装箱からなる給水器で、外装箱の前面壁には注水口の引出口を設けるとともに、上蓋は外蓋と内蓋の2重構造とし、内蓋は注水口と反対側の端縁において外装箱に連設して、必要に応じて内蓋を軟質合成樹脂製袋を載置した状態で、注水口に向かって下り傾斜に敷設可能として、内容物を最後まで容易に注出可能とした給水器。

情報としての用途のみ

PCTに基づいて公開される国際出願のパンフレット第1頁にPCT加盟国を同定するために使用されるコード

AT	オーストリア	ES	スペイン	MG	マダガスカル
AU	オーストラリア	FI	フィンランド	ML	マリ
BB	バルバドス	FR	フランス	MN	モンゴル
BE	ベルギー	GA	ガボン	MR	モリタニア
BF	ブルキナ・ファソ	GN	ギニア	MW	マラウイ
BG	ブルガリア	GB	イギリス	NL	オランダ
BJ	ベナン	GR	ギリシャ	NO	ノルウェー
BR	ブラジル	HU	ハンガリー	PL	ポーランド
CA	カナダ	IE	アイルランド	RO	ルーマニア
CF	中央アフリカ共和国	IT	イタリア	RU	ロシア連邦
CG	コンゴ	JP	日本	SD	スーダン
CH	スイス	KP	朝鮮民主主義人民共和国	SE	スウェーデン
CI	コート・ジボアール	KR	大韓民国	SN	セネガル
CM	カメルーン	LI	リヒテンシュタイン	SU	ソヴィエト連邦
CS	チェコスロバキア	LK	スリランカ	TD	チャド
DE	ドイツ	LU	ルクセンブルグ	TG	トーゴ
DK	デンマーク	MC	モナコ	US	米国

明 細 書

給 水 器

技術分野

この考案は、ミネラルウォーターなどの飲料水、用途に応じて成分を調整した飲料用水、お茶、コーラ、ソース、ワイン、酒、醤油、その他の液体を貯蔵・保管し得るとともに、必要に応じて注水口から取り出し可能とした給水器に関するものである。

背景技術

10 近年、ミネラルウォーターに対する需要が旺盛であり、樹脂ボトル入り、カートン入り等の製品が出回っている。これらの製品は冷蔵庫のドア背面部に収納可能な大きさに形成され、注水口部にはネジキャップが取り付けられているのが通常である。

15 しかしながら、ドア背面部に収納可能としているため、比較的少量の液体しか貯蔵・冷却できず、また利用時にはドア背面部から容器ごと取り出して使用しなければならない不便さがあった。

20 また、このような容器入りの飲料水等に於いては、一旦キャップを開けて利用に供すると空気が容器内に入るため長期の保存がきかないという難点があった。

25 さらにまた、近年における水道水の水質の悪化傾向は、およそ飲食に供する水についてミネラルウォーターないし天然水の使用が望まれるところであり、

その場合、飲料水用、炊飯用、乳児のミルク調合用、
コーヒー用等、用途に応じて成分を調整して貯蔵・
保管・冷却することが望まれる。しかるに、従来の
5 ボトル形態、カートン形態では量的に難点があるほ
か、貯蔵時、利用時の不便さおよび一旦キャップを
開ければ長期保存がきかない点からもこの様な用途
には不向きであった。

また、近年災害時のために食料品、衣料品等が備
蓄される状況にあるが、飲料水等を備蓄しようとする
10 場合、従来のボトル、カートン入りでは容量が少
なすぎるためこのような用途に適していない。

発明の開示

そこで、この考案の目的とするところは、必要に
15 応じて冷蔵庫の棚に載置可能な形態で、冷蔵庫から
取り出さなくても載置状態のまま利用に供すること
ができ、また、冷却を必要としない用途に供する液
体および予備の貯蔵品等は複数段に積み置き可能な
外装形態として貯蔵時・冷却時・利用時のすべてに
20 通じて便利であり、災害時の備蓄用にも適した給水
器を提供するところにある。

さらに他の目的は、内容物の残量が少なくなった
場合においても、給水器を傾ける必要がなく、全て
取り出し得る給水器を提供するところにある。

25 上記目的を達成するため、この考案に係る給水器
は、従来のように飲料水などを直接ボトルやカート

ンに入れるのではなく、飲料水などは軟質合成樹脂製袋に入れ、この袋を外装箱に収納して給水器を構成している。

すなわち、この考案に係る給水器は、飲料水等の液体の注水口を有する軟質合成樹脂製袋と、この袋を収納できる外装箱からなる給水器で、軟質合成樹脂製袋の注水口には着脱可能なキャップを設けるとともに、このキャップに替えて取付可能な給水コックを用意し、外装箱の前面壁には注水口の引出口を設けるとともに、上蓋は外蓋以外に注水口と反対側の端縁において外装箱に連設された内蓋を設け、必要に応じて内蓋を軟質合成樹脂製袋を載置した状態で、注水口に向かって下り傾斜に敷設可能としたことを特徴としている。

外蓋と内蓋は、互いに逆方向から倒す構造とするのが取扱いの面から望ましく、この場合、外蓋は注水口側の端縁において外装箱に連設することになる。

また、内蓋は、中間部において2つ折り可能なように外面からミシン目をいれておけば、内容物の残量が少なくなった軟質合成樹脂製袋を取り出す際、また、これを傾斜状態に敷設する際に便利である。

また、傾斜状態に敷設した内蓋の耐荷重性を上げるためには、内蓋の自由端よりの部分において、一端を残して底面側に立ち上げ可能なフラップを設けておくが良い。

また冷蔵庫に入れた場合に、庫内の冷気を軟質合

成樹脂製袋と直接接触させ、液体の冷却効果を高めるためには外装箱に透孔形成用のミシン目を形成しておくのが望ましい。

5 外装箱の前面壁に設ける注水口の引出口は、当初から開口状態としておくか、あるいは必要に応じて容易に開口可能なようにミシン目を形成しておくものとする。

なお、使用する軟質合成樹脂製袋は、除菌処理を施した後内容物を充填して出荷することが望まれる。

10 上記のような給水器においては、外装箱を例えば直方体状となし、冷蔵庫の棚に載置可能な大きさとすることによって棚置き状態に収納することができる。

15 飲料水などの液体は軟質合成樹脂製袋に入れられているので、従来の硬質ボトルやカートンと異なり、容器を傾斜させなくとも棚置き状態でキャップを開ければ大気圧によって注水口から液体を連続的に取出すことができる。

20 しかも従来のボトルやカートンのように空気が内部に入ることがないため長期に渡って腐敗などを起すことがなく新鮮な保存状態を保ち得る。

冷蔵庫に収納する前に給水コックに取替えておけばコックの開閉のみで利用に供することができる。

25 外装箱の上蓋を外蓋と内蓋の二重構造となし、その内蓋を必要に応じて注水口に向かって下り傾斜に敷設可能としたので、軟質合成樹脂製袋内の液体は

残量が少なくなった場合においても殆ど完全に取出すことができる。

また、冷蔵庫内にいれる必要のない液体あるいは予備の液体は、外装箱に納めたまま数段に積重ねておくことができ、必要とする液体については給水コックと取替えておけば、所望とする時コックをひねることによって直ちに利用することができる。

冷蔵庫に入れる給水器については、外装箱に形成した透孔形成用のミシン目を切開いて庫内の冷気が直接軟質合成樹脂製袋に触れるようにしてから入れれば液体の冷却効果を高めることができる。

比較的容量の大きいものを準備することができ、長期保存にも適しており、しかも積み置き状態にも適しているので災害時の備蓄用にも好適である。

15

図面の簡単な説明

第1図は、この考案に係る給水器の一実施例を示す斜視図、

第2図は、同給水器に使用している液体充填容器としての軟質合成樹脂製袋の一実施例を示す斜視図、

第3図ないし第5図は、給水器として使用する準備手順を示す斜視図、

第6図ないし第8図は、残量が少なくなった場合に、上蓋の内蓋を傾斜状に敷設する場合の手順を示すは説明図、

25

第9図は、用途別に用意した給水器を複数段積み

重ねた状態を示す正面図である。

発明を実施するための最良の形態

第1図は、この考案に係る給水器の一実施例を示す外観斜視図で、飲料水等を充填した軟質合成樹脂製袋2（第2図参照）が外装箱1に収納されている。この外装箱は、例えば奥行26cm、高さ10cm、幅35cm程度の大きさで、冷蔵庫の棚に載置可能である。

この外装箱1の前面壁には、軟質合成樹脂製袋2の注水口3の引出口4および止定孔5がミシン目で形成されている。

第3図ないし第5図に示す通り、給水器として使用するには、まず、前面壁に形成されたミシン目を破って止定孔5を形成する。次いでミシン目6に沿ってフラップ7を切り起して引出口4を形成し、キャップ8付の注水口3を引き出して、その首部を止定孔5に嵌着した上、フラップ7で押さえて固定する。しかるのち上蓋9の一部においてミシン目により切り起し可能に設けたポケット部10に収納しておいた給水コック11を取り出し、キャップ8に替えて注水口3に付け替えれば、第1図のようにコックをひねるのみで内容物を容易に取り出し得る給水器となし得る。

上記上蓋9は、第6図に示す通り、外蓋12と内蓋13の二重構造となっている。内蓋13は注水口

3と反対側の端縁において外装箱1に連設されており、かつ中間部において2つ折り可能なように外面からミシン目が入れている。外蓋12は注水口3側の端縁において外装箱1に連設されており、外蓋と内蓋は、互いに逆方向から倒す構造となっている。

第6図ないし第8図は、内容物の残量が少なくなった場合に、給水器を傾斜したりすることなく、そのままの状態の内容物が取り出せるようにした手順を示すもので、まず外蓋12および内蓋13を開き、合成樹脂製袋2を取り出しながら内蓋13を箱体内部に倒し込み、注水口側に向って傾斜状態となるように敷設して、その上に合成樹脂製袋2を載置する。この際、内蓋13の自由端よりの部分において一端を残して底面側に立ち上げ可能としたフラップ14を第8図のように立設してやると傾斜状態を確実に確保できる。内蓋13は、中間部15において2つ折り可能なように外面からミシン目をいれており、合成樹脂袋2を取り出しながら倒し込む作業に便ならしめている。

第9図は、用途別に準備した給水器の積み置き状態を示しており、たとえ冷蔵庫外部であっても空気が入らないため長期に渡って衛生的に利用可能である。

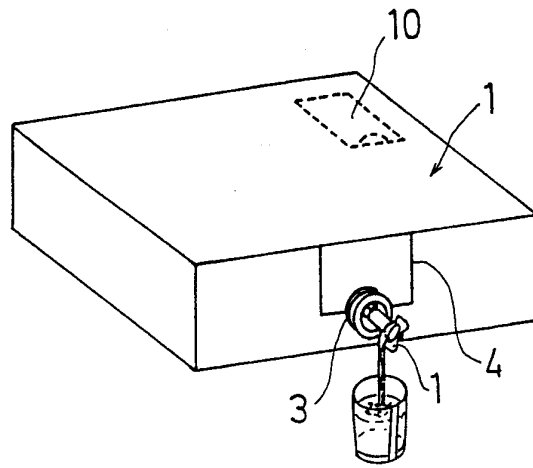
産業上の利用可能性

5 以上のように、この考案に係る給水器は、ミネラルウォーターなどの飲料水、用途に応じて成分を調整した飲料用水、お茶、コーラ、ソース、ワイン、酒、醤油、その他の液体を貯蔵・保管し得るとともに、必要に応じて注水口から取り出し可能としたもので、家庭内での使用は勿論、業務使用にも適しており、さらに災害時に備えた備蓄用としても好適である。

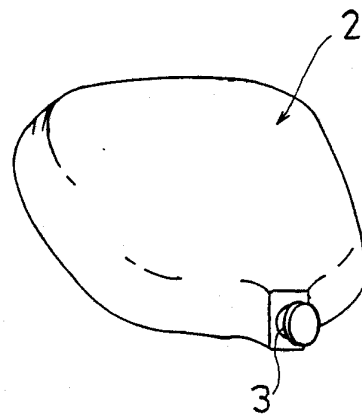
請求の範囲

1. 飲料水等の液体の注水口を有する軟質合成樹脂製袋と、この袋を収納できる外装箱からなる給水器で、軟質合成樹脂製袋の注水口には着脱可能なキャップを設けるとともに、このキャップに替えて
5 取付可能な給水コックを用意し、外装箱の前面壁には注水口の引出口を設けるとともに、上蓋は外蓋以外に注水口と反対側の端縁において外装箱に連設された内蓋を設け、必要に応じて内蓋を軟質合成樹脂製袋を載置した状態で、注水口に向かって下り傾斜
10 に敷設可能とした給水器。
2. 内蓋が中間部において2つ折り可能なように外面から入れられたミシン目を有し、かつ自由端よりの部分において、一端を残して底面側に立ち上げ可能なフラップが形成されている請求の範囲第1
15 項記載の給水器。

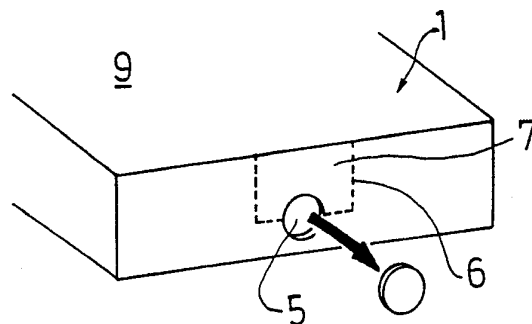
第 1 図



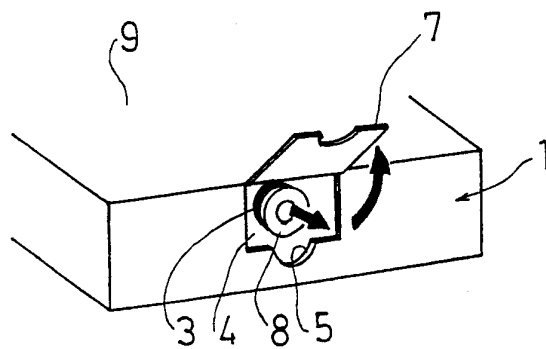
第 2 図



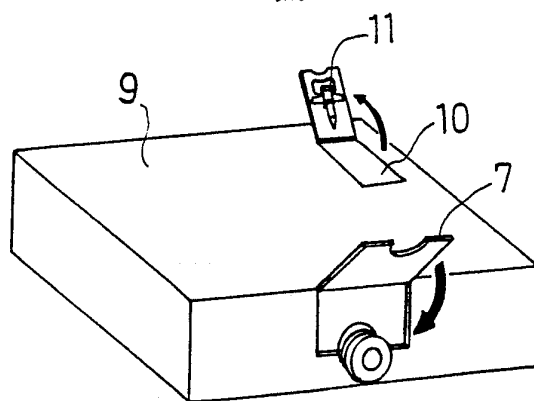
第 3 図



第 4 図



第 5 図



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International Application No PCT/JP91/00465

I. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER (if several classification symbols apply, indicate all) ⁶				
According to International Patent Classification (IPC) or to both National Classification and IPC				
Int. Cl ⁵ B65D5/40, 77/06				
II. FIELDS SEARCHED				
Minimum Documentation Searched ⁷				
Classification System	Classification Symbols			
IPC	B65D5/40, 77/06			
Documentation Searched other than Minimum Documentation to the Extent that such Documents are Included in the Fields Searched ⁸				
Jitsuyo Shinan Koho	1940 - 1991			
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971 - 1991			
III. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT ⁹				
Category [*]	Citation of Document, ¹¹ with indication, where appropriate, of the relevant passages ¹²	Relevant to Claim No. ¹³		
X	JP, Y, 54-30098 (Dainippon Printing Co., Ltd.), September 22, 1979 (22. 09. 79), Column 3, page 2 (Family: none)	1		
Y	JP, A, 53-31474 (Buraiton K.K.), March 24, 1978 (24. 03. 78), Lower right column, page 1 (Family: none)	1		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none; vertical-align: top;"> [*] Special categories of cited documents: ¹⁰ "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier document but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed </td> <td style="width: 50%; border: none; vertical-align: top;"> "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family </td> </tr> </table>			[*] Special categories of cited documents: ¹⁰ "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier document but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family
[*] Special categories of cited documents: ¹⁰ "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier document but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family			
IV. CERTIFICATION				
Date of the Actual Completion of the International Search	Date of Mailing of this International Search Report			
June 5, 1991 (05. 06. 91)	June 17, 1991 (17. 06. 91)			
International Searching Authority	Signature of Authorized Officer			
Japanese Patent Office				

国際調査報告

国際出願番号 PCT/JP 91 / 00465

I. 発明の属する分野の分類		
国際特許分類 (IPC) Int. Cl. ⁸ B 6 5 D 5 / 4 0 , 7 7 / 0 6		
II. 国際調査を行った分野		
調査を行った最小限資料		
分類体系	分類記号	
IPC	B 6 5 D 5 / 4 0 , 7 7 / 0 6	
最小限資料以外の資料で調査を行ったもの		
日本国実用新案公報	1940-1991年	
日本国公開実用新案公報	1971-1991年	
III. 関連する技術に関する文献		
引用文献の カテゴリー ※	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	請求の範囲の番号
X	J P , Y , 5 4 - 3 0 0 9 8 (大日本印刷株式会社), 2 2 . 9 月 . 1 9 7 9 (2 2 . 0 9 . 7 9) , P 2 , 3 欄, (ファミリーなし)	1
Y	J P , A , 5 3 - 3 1 4 7 4 (ブライトン株式会社), 2 4 . 3 月 . 1 9 7 8 (2 4 . 0 3 . 7 8) , P 1 , 右下欄, (ファミリーなし)	1
<p>※ 引用文献のカテゴリー</p> <p>「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」先行文献ではあるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す) 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願の日の後に公表された文献</p> <p>「T」国際出願日又は優先日の後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」同一パテントファミリーの文献</p>		
IV. 認 証		
国際調査を完了した日	0 5 . 0 6 . 9 1	国際調査報告の発送日 1 7 . 0 6 . 9 1
国際調査機関	日本国特許庁 (ISA/JP)	権限のある職員 特許庁審査官 石川昇治
		3 E 7 1 2 7